

小学校および中学校音楽科教育における模倣による歌唱指導

－フレデリック・フスラーの思想を参照枠に－

長 友 洋 喜

Imitation in Singing Education in Music Education at Elementary Schools and Junior High Schools: Referring to the Thought of Frederick Husler

Hiroki NAGATOMO

Abstract

When we think about the artistic singing training, one of the most popular methods is to make singers imitate the music teachers' voice. However, from the view point of school education, what is most important is how we can use the method of imitation in music education in school. Can imitation be the effective way to teach school students how to sing?

In this paper, I analyzed Frederick Husler's thought about imitation in training singers. Next, I analyzed the guidelines of elementary schools' music education and that of junior high schools' too. Then, I think about the possibility of using imitation methods in school music education.

Finally, three points are clarified. First, in Husler's thought, imitation can be useful method in vocal training because almost all the people have the ability to imitate others' voice. Second, in the guideline, elementary school students should learn by imitative singing in music classes and also, junior high school students have to learn various voice pattern in music classes. Third, Husler's thought can be the backbone of using imitative method in school education.

Husler's thought can be effective for not only opera singers, but for school students in music education.

キーワード：歌唱 (singing)、音楽科教育 (music education)、小学校教育 (education in elementary schools) 中学校教育 (education in junior high schools) フレデリック・フスラー (Frederick Husler)

1. はじめに

「歌を習う基本は、聴いたものを真似ることである」¹⁾と述べられるように、歌唱指導における模倣は、専門歌手の教育だけではなく、我が国の伝統音楽の歌唱や、小・中学校音楽教育においても、よく使われる方法であるように思われる。

しかし実際のところ、模倣は歴史的にはどのように捉えられてきたのか。歴史上の声楽教師の

模倣に関する思想は、どの程度小・中学校の教育に適用することができるのであろうか。この問題を考察するには、歴史的な声楽教師の模倣に関する思想を再考し、学校教育への応用可能性を探る必要があると考えられる。

こうした問題意識から本稿では、フレデリック・フスラー (Frederick Husler) の声楽教育に関する思想を取り上げる。フレデリック・フスラーは、アメリカに生まれ、ヒトラー政権下のドイツ帝国音楽院で声楽教師を務めた経歴を持つ。のちに、世界的な指揮者ヘルバルト・フォン・カラヤン (Herbert von Karajan) などの支援を受け、スイスのルガーノにて声楽教育学校を設立し、多くの歌手の指導にあたった人物である。日本においても、フスラーは声楽教師として「主要な関心対象」²⁾ となっている。

従来、フスラーに関する先行研究は、オペラや声楽の現場における効用や、歌手養成のためのトレーニング方法としての意義を探るものがほとんどであった。管見の限りでは、フスラーの思想と初等・中等音楽教育とを絡めた先行研究は存在しない。

本稿では、フスラーの「模倣」に関する思想を検討し、フスラーが「模倣」の意義と効用をどのように位置づけ、根拠づけているのかを、彼の主著における記述をもとに分析する。さらに小学校および中学校学習指導要領における歌唱に関する記述を、主に模倣の観点から分析する。そのうえで、フスラーの思想を学校音楽教育においてどのように生かすのかについて検討する。以上をもって、学校音楽教育における模倣の位置づけを再検討することを目的とする。

2. フスラーの「模倣」の定義

フスラーは、歌唱行為の上達に不可欠な発声器官の運動の獲得過程に際して、発達した「耳の感受性」とそれに基盤付けられた「音像」が、視覚的理解たる生理学的知識の習得に対して優先的な必要性を有するという。以下のフスラーの主張から、歌唱行為における「音像」、すなわち音質に関する聴覚的理解が、具体的にいかなる行為において応用されうるものであるのかが明らかになる。

「声の質 (Stimmliche Qualitäten) とは、発声器官で起こっている過程の様相が、音に置き換えられたものなのである。声質は音声成立過程の結果であり、音声成立過程の正確な肖像なのである。このような音像の助けによって、歌手の聴覚はさまざまな音声成立過程を確認するのであり、歌手の耳はそれらの過程を“判断する (読み取る)”方法を知っているのである。この音像が歌手を彼の発声器官にまで導き、記憶されていて、彼の発声器官にある調節を加えさせるのである」³⁾

ここに示されるのは、発声器官の運動が具体的にいかにして適切な運動へと発達するのか、即ち歌唱行為の開発と、上達の過程に関するフスラーの認識である。「声の質」は、「発声器官で起こっている過程の様相」を反映するのであり、その「音声成立過程」の「肖像」が「声質」であると言うのだ。これは即ち、発声器官の生理学的運動が歌唱音質の主要な生産者であり、歌唱音質の「原因」となっているということを示していることは明らかであろう。即ち歌手の聴覚は、他者の「声質」即ち「音像」を聴取した際に、音声成立過程を「確認する」。もしその聴覚が十分な感受性を有しているとするならば、聴取した音質の成立した過程を「判断する」ことが出来

るというのであり、ここでの「判断する」過程は、歌唱行為における歌手の聴覚の働きによってなされるというのである。歌手は鋭敏に発達した自らの聴覚的感受性によって他者の音質を聴取する際、同時にその音声の成立する発声器官の運動の様態を本能的に感知していると述べるのである。

しかしながら、さらにここでフスラーはある重要な提示を行っている。「音像」が「記憶され」、歌手自身の「発声器官」に「ある調節を加えさせる」というのだ。歌手が他者の発した声質の「音像」を聴覚によって感知し、その音声成立過程を「判断」した結果、その判断結果を歌手自身が自らの発声器官に対して反映させることができるというのである。即ちここでは他者の「音像」の感受・他者の音声成立過程の本能的感知・その感知の反映による自らの発声器官の統御の三つの行為が、聴覚によってほぼ同時に行われていることが主張されているのだ。

しかしフスラーの見解には一見すると明らかな飛躍が存在するように思われる。他者の発声音質の中に存在する音響現象を感覚的に理解することだけでは、歌手自身の発声器官には何らの運動の生起を期待することもできないのである。なぜなら自らの発声器官の何らかの運動は、自らの実際の発声行為によって起動ないしは発達するものであることは明らかであって、その自らの発声行為の実践は他者の音質の感覚的理解という行為によって代替されうるものではないと考えられるのである。従ってここに欠落しているのは、発声行為の実践という事項である。歌手は他者の音質を聴覚的感受性によって感覚的に理解するのみならず、それを自らの発声器官の運動へと反映し「ある調節を加える」為に、その他者の発した音質を模倣して自らが発声行為を実践する必要が存在するということが当然の如く推定されるのである。ここで推定される、発声行為の実践の必要性は、次の記述により説明され、声楽発声の上達を志向する具体的行為として位置づけられることとなる。

「聴覚がまず存在したのである：“聴器は事実、系統発生的に発声器官よりも古い。その発声器官が人間においてすばらしい効率を示すに至ったのは、明らかに最初は聴器のコントロールのもとに発達したのである”。……そして、“正常な発声は、発声器官の活動が耳のコントロール(Kontroll)のもとに行われるときにだけ可能なのである”。簡単な事実は、声はいつも聞いたことをまねることによって訓練されてきた、ということである。“模倣(Nachahmung)は、話したり歌ったりすることを習うのに必要である。カナリヤの卵が雀によってかえされたときは、もしそれを教える音楽的な両親がいなければ、歌う能力のある鳥にはならないだろう”。聴力のない者は、発声器官をもってはいても、声はない(ろう啞)」⁴⁾

ここでフスラーは、「聴器」が「発声器官」よりも「古い」と言う「系統発生的」見解を提示する。確かに当時のわが国の系統発生学の研究業績によれば、たとえば志水・白沢・金子らの明らかにするように、人間の耳の原基は受精後23日で発生するのに対し、舌や口唇等の発生は37日から38日後である⁵⁾。こうした系統発生学上の見解の下にフスラーは、「発声器官」が「聴器のコントロールのもとに発達した」のであり、「正常な発声」は「耳のコントロール」に依存していると主張を続ける。つまり聴覚は、その意図を発声器官に与え、これを制御することが可能であるというのだ。では、聴覚による発声器官の制御は、具体的にどのような形態において顕在化するのであろうか。「声はいつも聞いたことをまねることによって訓練されてきた」という事実が、それを端的に示しているという。イギリスの声楽教師であったヘルマン・クライン(Helman

Klein) は「歌唱芸術は模倣の一種であり、それゆえ歌唱の学習の際には、生きた手本や批判者が必要となる。その必要は、絵画やダンスにおける学習と全く同様である」⁶⁾ という。発声器官の統御、歌唱行為のコントロールが、模倣によって行われるとする主張であると容易に推察することができる。同様にフスラーは「模倣」は、「話したり歌ったりすることを習う」際にいつも「必要」であるというのだ。ここで、発声器官を耳によってコントロールする際の最も単純明快な形態が「模倣」行為であるということが明確に示されている。即ち、「耳の感受性」によって感知された発声器官の運動に関する感覚的理解を実際の歌唱上達過程へと反映させる為の具体的方策として、「模倣」が明示されたのである。

事実、発声器官の活動の様態は声楽発声に限らず、発声行為全般において言及されてきたことは、複数の先行研究によって示しうる。これらの研究は、鳥が鳴き声を作り出す際には音響的な鑄型による鳴き声の見本が重要であると主張する⁷⁾。またこの重要性は、通常大脳側頭葉のヘシュル (Heschl) の一次聴覚領と、その周辺部分の両側性の皮質損傷によって起こるとされる聴覚失認における人間の音声形成の異常状態とも密接に関連するとの認識⁸⁾ の存在により科学的視座は、発声行為が聴覚による模倣行為をその主要な要素としていることを示唆しているのである。フスラーは、これらの科学的視座による鳥類の模倣の研究が、人間の声楽的歌唱行為において実際に応用しうるものであることを主張しているといえよう。フスラーは、カナリヤの鳴き声に関する模倣の重要性に関する科学的言説を掲出しているが、ジェニファー・J・サターら (Jennifer J. Sartor et al) が「歌唱行動と神経的歌唱制御」⁹⁾ の研究対象として「雄のカナリヤ」¹⁰⁾ を採用しているように、カナリヤは現代科学においても歌唱行為の研究の対象として位置づけられることがある。従ってここで人間の声楽的歌唱発声上における「模倣」の必要性を確認する為にはフスラーは、カナリヤの鳴き声に関する模倣の重要性についての科学的言説を掲出していると推察することは、十分な妥当性を有する。

無論この「模倣」行為の重要性に関するフスラーの主張は、普遍的に断定しうるものではない。事実たとえばイギリスの教師エドガー・ハーバート＝チェザリー (Edgar.Herbert-Caesari) の指摘するような「引退した歌手が、使われ消耗しきった声で指導にたずさわった」ときに、その「衰弱した声を模倣して、生徒が実のある知識を得られる」ことは「とても肯定できない」という批判¹¹⁾ を挙げることもできよう。しかし少なくともフスラーは、自らの主張する声楽教育における聴覚的理解を中心とした「模倣」理論を、これと関連する科学研究の応用事項として位置づけていることは事実として示しておくべきであろう。そしてこの事実は、科学研究と教育実践行為とに「橋を架け渡す」こと、即ち科学研究の、教育行為への応用可能性を原理的に考察することをその問題意識として有するフスラーにおいては、当然に重要性を有する事実であることは容易に推察することが可能である。

また「聴力のない者」が「声はない」とするフスラーの言及に関しては、聴力を有さない人の発声行為やその教育そのものの不可能性を示すものでは到底ないことは容易に推察可能であろう。事実D・F・プロクター (D. F. Proctor) の研究によれば「1973年」には既に「アメリカ合衆国で、聾啞者 (註：原文ママ) に話法を教えている」¹²⁾ し、グラハム・ベル (Graham Bell) もこの話法の教育に関連する研究を残している¹³⁾。しかしフスラーの論点はあくまで、聴力を有さない人が模倣によって話法を学ぶことの困難性を示すことによって、「模倣」行為による発声行為学習に際する聴覚的理解の必要性を主張することであったことは、明らかであろう。

即ちここでは「模倣」行為は、「発声器官の活動」を統御しうる聴覚的行為として示されてい

るのである。従って、発声器官の活動の統御は模倣にとって不可欠な要素である聴覚によって第一に実現されるということになろう。即ちそれは、視覚に先立つのである。既述のとおり視覚と聴覚はその性質の差異をフスラーによって指摘されるものであった。いずれもフスラー理論における発声器官の運動の開発、即ち歌唱行為の上達の為に必要な事項として認識されていたが、フスラーによれば視覚は発声器官の運動の様態に関する言語的・思考的理解を担うものであり、「音声生理の学問」に関する知識の習得を含有するものであった。そしてこの視覚に対して、「耳の感受性」の発達及びそれによって発声器官の運動を感覚的に理解するという聴覚の働きが優先性を有するとの認識をフスラーが有していることが前節において考察された。ここでの引用は、この考察を明示したものであるといえよう。即ち発声器官の運動を本質的に制御しうるのは、言語による科学的な分析やそれらの分析を基盤として発声器官の運動を可視化するという視覚的な理解ではなく、聴覚による非言語的・感覚的理解に基づく情報を自らの発声器官へと反映させることであることをフスラーはここで明確に主張している。そしてその反映の実現の為の具体的な方策として「模倣」行為を提示するのである。現代科学において、アンネ＝マリア・ラウカネンら (Anne-Maria Laukkanen et al) の研究は、「発声の際の聴覚的フィードバック」¹⁴⁾ を補助する器具が音声の質の評価に与える影響を実験し、発声者が聴覚的フィードバックを補助する器具を使う方が、使わない方より「歌声のサンプルにおける声質が良いと評価される」¹⁵⁾ と結論付けた。この現代科学に言う「聴覚的フィードバック」は、フスラーの主張において、声楽教育実践行為への応用可能性を有する対象とされていることは明らかであろう。即ちフスラーは、聴覚によって獲得した情報を、自らの発声器官へと反映させることによって、発声器官の運動を適切化することが可能であると主張するのである。

それゆえフスラーの主張によれば、ある模倣すべき他者の発声の音質を、歌手が聴覚によって感覚的に理解する際に、歌手自身にはその他者の音質を模倣対象として内面化する過程、即ちフスラーの言うところの聴覚的「感受」の過程が生起する。つまり歌手は模倣対象たる他者の発声音質の「音声成立過程」を聴覚によって確認したという。従ってここでの内面化過程は当然、思考的で言語的な性質を主要に有さず、感覚的・非言語的な性質を有するものであることをフスラーが認識していることは明らかであろう。そしてその上で、聴覚的に理解された「音声成立過程」即ち発声器官の適正な運動を自らの発声器官へと反映させる為に、その他者の音質を「模倣」する、つまり真似て発声することが必要であると述べるのである。このようにフスラーはこの聴覚的理解による「模倣」行為を、自らの発声器官の運動の適正化を誘発し、ひいては歌唱行為の上達を誘発する為の聴覚的営為としてここに定義したのである。

このようにしてフスラーは、聴覚的理解による「模倣」行為を歌唱行為の改善及び上達要因の中心に据えた。したがってフスラーにおいて、聴覚の「感受性」の発達が生理学的知識の習得に優先して達成されるべきものであるとされたことは、当然であるといえよう。フスラーの提示した「模倣」行為は他者の発声音質の聴覚的理解によって獲得された情報をまねて自らが発声を行うことで、発声器官の運動を適切な方向へと統御するものである。故にその聴覚的理解による内面化の適切さ、つまり「模倣」行為そのものの過程の精度は、歌手自身の聴覚の発達の程度に依存することは明らかであるからだ。言い換えればこの「模倣」行為は、他者の発声音質を歌手が聴覚的に理解する際の、その理解の適切さを前提として成立するものなのであり、その理解の適切さを左右するのが歌手自身の発達した聴覚の判断能力であるとフスラーは認識するのである。従ってフスラーに拠れば「耳の感受性」が発達することは聴覚による理解の精度を高める。その

精度がさらに、適切な「模倣」行為を誘導することによって発声器官の運動の統御を可能にすることになるのである。従って聴覚の発達が発声器官の運動の、適切な方向への誘導に際して何よりも優先的な必要性を主張される価値を有するものであることが考察される。

「声楽器官（Gesangsorgan）を運転させるための第一の最も重要な原動力は、心の中の表象（考え方）なのであって、発声のやり方は結局のところ、常にこの表象の産物（Produkt dieser Vorstellungen）なのである」¹⁶⁾

フスラーはここで、声楽における発声器官の運動様態の調節は、心によって考えることによって「常に」行われるものであるという。発声器官の制御は、心によってイメージすることによってのみ可能であるというのだ。従ってここで言う「心の中の表象」とは当然、聴覚によって脳内に形成された音質イメージ、即ち「音像」であるということは明らかであろう。無論ここで「心」という言葉が使用されているからといって、フスラーが心と脳を同一視していたということとはできない。彼はただ、感覚器官と運動器官が脳に仲介されているということだけを述べているだけであると考えられる。しかし少なくともフスラーにおいては、発声器官は何らかの直接的制御を行いうるものではなく、イメージによって間接的に制御される性質を有するものとして捉えられていることはここで明らかに示されたのである。

3. 小学校学習指導要領における記述の分析 - フスラーの思想を枠組みとして -

平成29年告示の小学校学習指導要領の中で、歌唱指導についてはどのように記述されているのだろうか。第1・2学年においては、次のような記述が見られる¹⁷⁾。

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想を感じ取って表現を工夫し、どのように歌うかについて思いをもつこと。

イ 曲想と音楽の構造との関わり、曲想と歌詞の表す情景や気持ちとの関わりについて気付くこと。

ウ 思いに合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範唱を聴いて歌ったり、階名で模唱したり暗唱したりする技能

(イ) 自分の歌声及び発音に気を付けて歌う技能

(ウ) 互いの歌声や伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

第3・4学年においては、次のように記述されている¹⁸⁾。

A 表現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつこと。
- イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて気付くこと。
- ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。
- (ア) 範唱を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして歌う技能
- (イ) 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌う技能
- (ウ) 互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

第5・6学年においては、次のように記述されている¹⁹⁾。

A 表現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつこと。
- イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解すること。
- ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。
- (ア) 範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能
- (イ) 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能
- (ウ) 各声部の歌声や全体の響き、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

いずれの学年にも共通して言えることとして、まず「範唱」を聴き、それをもとに歌うことができるようにすることを身に付けさせることが必要とされていることがわかる。児童が、ある楽曲をどのように歌うか、どのように歌いたいかという「思い」や「意図」を持ち、それらを体現させるために必要な技能を習得するための手段として「範唱」が掲出されていることがわかる。

また、「自分の歌声」や「互いの歌声」、「伴奏」「全体の響き」などを聴くことが求められていることも、大きな特徴であるといえよう。

フスラーの思想においては、模倣行為はまず聴覚によって他者の声を聴くことから始まるのであった。聴取した声のイメージを脳内に描きながら声を出すことによって、自らの発声器官をコントロールし、聴取した音質に近い音を出すことができる。したがって、様々な音を聴き、聴覚を発達させることで、模倣すべき音を把握するとともに、その音を適切に模倣することができるようになるとフスラーは主張していた。

ゆえに小学校において「範唱」を用いて児童に「模唱」をさせる際にも、まずは教師によって適切な「範唱」がなされるが必要になるであろう。模倣すべき声の手本を、まずは児童に示すことが必要とされるのである。もちろんその「範唱」は、小学生の思いや意図を反映するために必要な、はっきりとした声量や言葉の発音などの基礎を含んでいれば十分であって、声楽的な専門性の高い声である必要はないであろう。声楽の専門技術の熟達是非常に重要であるし、オペ

ラ歌手や専門の声楽家の養成を目指した声楽教育の場合は、手本となる声の質も変わりうる。しかし小学校の音楽教育において必要な「範唱」は、むしろ多くの児童が楽しんで気軽に真似をすることができるように、場合によっては大げさな発音やジェスチャーなども使い、初等教育の中で音楽に親しみながら技能を身に付けるようにしていくことが重要であると思われる。

また、他者の声や自分の声を注意深く聴くために、周囲が静かな状態で発声することや、身体的な距離を近づけてお互いの声を聴きあうような実践も必要となろう。他者の声の模倣は、他者の声を注意深く聴くことから始まるのであるから、他者や自分の様々な声を聴くような実践活動が求められると考えられる。

4. 中学校学習指導要領の記述の考察—フスラーの思想を枠組みとして—

平成29年告示の中学校学習指導要領の中で、歌唱指導についてはどのように記述されているのであろうか。第1学年においては、次のような記述が見られる²⁰⁾。

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり

(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり

ウ 次のア及びイの技能を身に付けること。

(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能

第2・3学年においては、以下のような記述がみられる²¹⁾。

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲にふさわしい歌唱表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容及び曲の背景との関わり

(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能

以上の中学校学習指導要領の記述において、まず特徴的であるのは、「声の音色や響き」「曲種に応じた発声」など、聴くことによって理解することのできる内容が多く取り上げられているということである。すなわち、中学校の音楽科においても、聴くことの重要性はクローズアップされているといえる。また、「曲にふさわしい歌唱表現を創意工夫すること」だけでなく、そのために必要な「発声」「言葉の発音」などの技能を身に付けることが求められていることにも着目したい。小学校のように「範唱」や「模唱」などの言葉は使われていないものの、生徒の創意工夫を実現するための歌唱技能の習得には、模倣すべき声の手本が必要とされており、教師がそれを提供すべきであることが想定されていると理解できる。

それでは、フスラーの思想に照らして中学校学習指導要領の記述を分析するとどのようなことがいえるであろうか。まず、やはり聴覚の鍛錬を重視すべきであることがいえるであろう。小学校学習指導要領の記述に比べて、自ら表現を「創意工夫」することが求められている中学校の音楽科教育においては、他者や全体と自分の声とのバランスなど、より多くのことに注意して演奏を聴く必要があると考えられる。

そのうえで、やはり「発声」「言葉の発音」「身体の使い方」などの技能面においては、教師がよき手本を示すことが求められていると推察されることから、視覚的にも、聴覚的にも理解できる形で、教師が歌っている姿を見せることが必要であろう。視覚的な理解とは、身体の使い方を生徒が目で見えて理解するということであるが、最終的にはやはり、そのような身体の使い方をした場合の発声の音色を聴覚で生徒が感受するということになる。したがってやはり、フスラーのいうところの「模倣」は、中学校教育においても重要であるということがいえるであろう。

5. お わ り に

以上、本稿では、フスラーの「模倣」に関する概念を分析し、その効果をフスラーがどのように位置づけているのかを検討した。フスラーによれば「模倣」は、聴覚によって聴取した音質を注意深く聴くことから始まる。また、聴取した音声の成立過程を注意深く聴くことができたのであれば、その音声を真似る能力は付随して自然についてくるものとされた。ゆえに、発声器官の運動を的確に制御し、理想的な音質に近づけるためには、適切な手本となる声を聴取し、「模倣」することが極めて重要であるとフスラーは主張していた。

また、以上のフスラーの思想を参照枠として、小学校学習指導要領および中学校学習指導要領における歌唱に関する記述を抽出し、分析を加えた。その結果、小学校学習指導要領においては、「範唱」「模唱」という言葉が使われているように、模倣が有用な指導法の一つとして認識されていることがわかった。また、フスラーのいう「模倣」に照らしても、聴覚を発達させ、他者や自分の声、伴奏を聴く能力を高めるという点で、フスラーの思想と類似する点が多く、フスラーの思想を応用しうる余地が存在することが明らかになった。

中学校指導要領においては、直接的に「範唱」「模唱」などの言葉が現れているわけではないが、「創意工夫」をするために他者や全体の声のバランスなどを、より聴覚を研ぎ澄ますことによって聴き分けるように指導することが求められていることがわかった。また、その「創意工夫」を実現するための諸々の「技能」習得のためには、やはり教師が手本を示すことによって、その手本を模倣する活動が念頭に置かれていることが明らかとなった。

以上を明らかにした本稿は、小学校および中学校の音楽教育における歌唱指導で模倣を行う際

の歴史的・理論的な根拠を示した点において、意義を有する。フスラーの思想を生かした具体的な小学校および中学校における指導計画や教材研究を行い、その結果を分析することが今後の課題となる。

6. 謝 辞

本研究は、筆者が2011年3月に東京大学より博士（教育学）を取得した際の、博士学位論文『声楽教育における科学的研究と実践的ディスコース』の一部を、学校教育への応用可能性という視点から再考し、加筆・修正したものである。博士学位論文の指導を担当して下さった佐藤学先生をはじめ、研究の進展を見守り、支えて下さった多くの方々に感謝を申し上げる次第である。

引 用 文 献

1. 山田美由紀. (2015) 第1章 歌唱の学習と指導 中等科音楽教育法〔改訂版〕東京：音楽之友社
2. 長友洋喜. (2015) フレデリック・フスラーの思想における「能力」と「美しさ」. 音楽教育研究, 第45巻第1号, p. 36
3. Husler, F. and Rodd-Marling, Y. (2006) *Singen: Die physische Nature des Stimmorgans*. Mainz: Schott Musik International. [First published in 1965.] p. 27
4. *ibid.*
5. 志水義房, 白澤信行, 金子律子 (1992) チャート基礎医学シリーズ3 発生学 医学評論社 p. 4
6. Klein, H. (1923) *The Bel Canto*. London : Oxford University Press. p.19.
7. Marler, P. (1976) An ethological theory of the origin of vocal learning. *Annals of the New York Academy of Sciences*. 280. pp. 386-395
8. Marin, O.S.M. (1982) Neurological Aspects of Music Perception and Performance. :Deutsch, D.(Ed.) *The Psychology of Music*. San Diego: Academic Press.
9. Sartor, J. J., Balthazart, J., and Ball, G. F. (2005) Coordinated and dissociated effects of testosterone on singing behavior and song control nuclei in canaries (*Serinus canaria*) *Hormones and Behavior*. 47. p. 467
10. *ibid.* p. 489
11. Herbert-Caesari, E. (1951) *The Voice of the Mind*. London : Robert Hale Limited. p.66.
12. プロクター・D.F. (原田康夫訳) (1995) 呼吸、発声、歌唱 新装版第1刷、新潟：西村書店 p. 11
13. Bell, A.G. (1911) *The Mechanism of Speech*. New York: Funk&Wagnalls.
14. Laukkanen, A-M., Mickelson, N.P., Laitala, M., Syrjä, T., Salo, A., and Sihvo, M. (2004) Effects on HearFones on Speaking and Singing Voice Quality. *Journal of Voice*. 18. No.4. p. 475
15. *ibid.* p. 486.
16. Husler and Rodd-Marling (2006) *op. cit.* S.147
17. 文部科学省 (2017) 小学校学習指導要領 東洋館出版 pp. 124-125
18. 文部科学省 (2017) 同上書 p. 119
19. 文部科学省 (2017) 同上書 p. 122
20. 文部科学省 (2017) 中学校学習指導要領 東洋館出版 pp. 99-100
21. 文部科学省 (2017) 同上書 pp. 101-102

[2018. 9. 27 受理]

コントリビューター：橋本 正継 教授 (児童教育学科)